

○筑波大学附属病院の組織及び運営に関する規程

〔 平成 16 年 5 月 27 日
附属病院規程第 1 号 〕

改正 平成 17 年 附属病院規程第 1 号
平成 18 年 附属病院規程第 1 号
平成 19 年 附属病院規程第 1 号
平成 19 年 附属病院規程第 2 号
平成 19 年 附属病院規程第 3 号
平成 19 年 附属病院規程第 4 号
平成 19 年 附属病院規程第 5 号
平成 19 年 附属病院規程第 6 号
平成 19 年 附属病院規程第 7 号
平成 19 年 附属病院規程第 8 号
平成 20 年 附属病院規程第 1 号
平成 22 年 附属病院規程第 1 号
平成 22 年 附属病院規程第 2 号
平成 22 年 附属病院規程第 3 号
平成 23 年 附属病院規程第 1 号
平成 23 年 附属病院規程第 2 号
平成 23 年 附属病院規程第 3 号
平成 24 年 附属病院規程第 1 号
平成 24 年 附属病院規程第 2 号
平成 24 年 附属病院規程第 3 号
平成 24 年 附属病院規程第 4 号
平成 24 年 附属病院規程第 5 号
平成 24 年 附属病院規程第 6 号
平成 25 年 附属病院規程第 1 号
平成 25 年 附属病院規程第 2 号
平成 25 年 附属病院規程第 3 号
平成 25 年 附属病院規程第 4 号
平成 25 年 附属病院規程第 5 号
平成 25 年 附属病院規程第 6 号
平成 25 年 附属病院規程第 7 号
平成 25 年 附属病院規程第 8 号
平成 25 年 附属病院規程第 9 号
平成 26 年 附属病院規程第 1 号
平成 26 年 附属病院規程第 2 号
平成 27 年 附属病院規程第 1 号
平成 27 年 附属病院規程第 2 号
平成 27 年 附属病院規程第 3 号
平成 27 年 附属病院規程第 4 号
平成 27 年 附属病院規程第 5 号

平成 27 年附属病院規程第	6 号
平成 27 年附属病院規程第	7 号
平成 27 年附属病院規程第	8 号
平成 28 年附属病院規程第	1 号
平成 28 年附属病院規程第	2 号
平成 28 年附属病院規程第	3 号
平成 29 年附属病院規程第	1 号
平成 30 年附属病院規程第	1 号
平成 30 年附属病院規程第	2 号
平成 30 年附属病院規程第	3 号
平成 30 年附属病院規程第	4 号
平成 30 年附属病院規程第	5 号
平成 31 年附属病院規程第	1 号
平成 31 年附属病院規程第	2 号
令和 元年附属病院規程第	1 号
令和 2 年附属病院規程第	1 号
令和 2 年附属病院規程第	2 号
令和 3 年附属病院規程第	1 号
令和 4 年附属病院規程第	1 号
令和 4 年附属病院規程第	2 号
令和 4 年附属病院規程第	3 号
令和 5 年附属病院規程第	1 号
令和 5 年附属病院規程第	2 号
令和 5 年附属病院規程第	3 号

筑波大学附属病院の組織及び運営に関する規程

(趣旨)

第1条 この附属病院規程は、筑波大学附属病院規則（平成16年法人規則第30号。以下「病院規則」という。）第7条の規定に基づき、附属病院（以下「病院」という。）の組織及び運営に關し、必要な事項を定めるものとする。

(病院長)

第2条 国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成16年法人規則第1号。以下「基本規則」という。）第63条第1項に規定する附属病院長（以下「病院長」という。）は、同条第2項、第3項及び第4項に規定する職務を行う。

2 病院長に事故があるとき、又は病院長が欠けたときは、あらかじめ病院長が指名する基本規則第64条第1項に規定する副病院長がその職務を行う。

(副病院長)

第3条 副病院長は、国立大学法人筑波大学（以下「法人」という。）の職員又は外部の学識経験者をもって充てる。

2 副病院長の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、原則として通算して4年を超えて

在任することはできない。

- 3 副病院長の職務分担等は、附属病院細則で定める。

(病院長補佐)

第4条 病院に、病院長補佐を置く。

- 2 病院長補佐の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、原則として通算して4年を超えて在任することはできない。
- 3 病院長補佐は、病院長及び副病院長を助け、病院長の命を受け、特定の業務を総括整理する。
- 4 前3項に定めるもののほか、病院長補佐に関し必要な事項は、附属病院細則で定める。

(病院執行部会議)

第5条 病院に、病院の管理運営に関する重要事項を審議するため、病院執行部会議を置く。

- 2 病院執行部会議は、次に掲げる委員で組織する。
- (1) 病院長
 - (2) 副病院長
 - (3) 病院長補佐
 - (4) 病院の職員のうちから病院長が指名する者 若干人
- 3 病院執行部会議は、次に掲げる事項を審議する。
- (1) 病院の将来構想に関する事項
 - (2) 中期目標・中期計画のうち病院に関する事項
 - (3) 病院の組織及び運営の状況について行う自己点検及び評価に関する事項
 - (4) 病院の組織の設置又は改廃に関する事項
 - (5) 附属病院規程及び附属病院細則の制定又は改廃に関する事項
 - (6) 病院における教育研究活動に関する事項
 - (7) 病院の予算及び概算要求等に関する事項
 - (8) 病院の診療に関する事項
 - (9) その他病院の管理運営に関し重要な事項
- 4 前3項に定めるもののほか、病院執行部会議に関し必要な事項は、附属病院細則で定める。

(病院経営協議会)

第6条 病院に、病院の経営に関する重要事項の基本方針の策定に当たり意見を聴くため、病院経営協議会を置く。

- 2 病院経営協議会は、次に掲げる委員で組織する。
- (1) 病院長
 - (2) 副病院長
 - (3) 病院長補佐
 - (4) 財務・施設を担当する副学長
 - (5) その他病院長が指名する者 若干人
- 3 前2項に定めるもののほか、病院経営協議会に関し必要な事項は、附属病院細則で定める。

(病院運営協議会)

第7条 病院に、病院の運営に関して連絡調整等を行うため、病院運営協議会を置く。

- 2 病院運営協議会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 病院長
- (2) 副病院長
- (3) 病院長補佐
- (4) 医学群長が推薦する大学教員
- (5) 医学医療系長が推薦する大学教員
- (6) 診療科長
- (7) 病院内に設置する診療施設の部長及び室長
- (8) 薬剤部長
- (9) その他病院長が指名する者 若干人

3 前2項に定めるもののほか、病院運営協議会に関し必要な事項は、附属病院細則で定める。

(医療安全管理責任者)

第7条の2 病院に、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の20の2第1項第1号の規定に基づき、医療安全管理責任者を置き、副病院長及び病院長補佐のうちから病院長が指名する。

2 医療安全管理責任者は、病院長の命を受け、第12条第1項第1号に規定する臨床医療管理部、第17条第1項に規定する特別な組織として設置するリスクマネージメント委員会、次条に規定する医薬品安全管理責任者及び第7条の4に規定する医療機器安全管理責任者を統括する。

(医薬品安全管理責任者)

第7条の3 病院に、医療法施行規則第1条の11第2項第2号の規定に基づき、医薬品安全管理責任者を置き、薬剤部長をもって充てる。

2 医薬品安全管理責任者は、病院長の命を受け、臨床医療管理部等と連携を図りつつ、次の業務をつかさどる。

- (1) 医師、薬剤師その他の医薬関係者に対する医薬品の使用に係る安全な管理（以下「安全使用」という。）のための研修の実施に関すること。
- (2) 医薬品の安全使用のための業務に関する手順書の作成、これに基づく業務の実施（職員による当該業務の実施の徹底のための措置を含む。）及びその定期的な確認・記録に関すること。
- (3) 医薬品の安全使用のために必要な医療法施行規則第1条の11第2項第2号ハ(1)から(3)までに掲げる医薬品の使用（以下「未承認等の医薬品の使用」という。）の情報その他の情報の収集その他の医薬品の安全使用を目的とした改善方策の実施に関すること。
- (4) 薬剤師のうちから担当者を指名し、次に掲げる措置を適切に実施させること。
 - ア 医薬品の安全使用のための業務に資する医薬品に関する情報の整理及び周知並びに当該周知の状況の確認に関すること。
 - イ 未承認等の医薬品の使用に関し、当該未承認等の医薬品の使用の状況の把握のための体系的な仕組みの構築並びに当該仕組みにより把握した未承認等の医薬品の使用の必要性等の検討状況の確認、必要な指導及びこれらの結果の共有に関すること。
- (5) その他医薬品の安全使用に関すること。

(医療機器安全管理責任者)

第7条の4 病院に、医療法施行規則第1条の11第2項第3号の規定に基づき、医療機器安全

管理責任者を置き、臨床工学部長をもって充てる。

- 2 医療機器安全管理責任者は、病院長の命を受け、臨床医療管理部等と連携を図りつつ、次の業務をつかさどる。
- (1) 医療従事者に対する医療機器の安全使用のための研修の実施及びその記録に関すること。
 - (2) 医療機器の保守点検に関する計画の策定並びに保守点検の適切な実施（職員による当該保守点検の適切な実施の徹底のための措置を含む。）及び実施状況等の記録に関すること。
 - (3) 医療機器の安全使用のために必要な医療法施行規則第1条の11第2項第3号ハ(1)から(3)までに掲げる医療機器の使用の情報その他の情報の収集その他の医療機器の安全使用を目的とした改善方策の実施に関すること。
 - (4) その他医療機器の安全使用に関すること。

（医療放射線安全管理責任者）

第7条の5 病院に、医療法施行規則第1条の11第2項第3号の2の規定に基づき、医療放射線安全管理責任者を置き、診療用放射線の利用に係る安全な管理（以下「安全利用」という。）に関する十分な知識を有する職員のうちから病院長が指名する。

- 2 医療放射線安全管理責任者は、病院長の命を受け、臨床医療管理部等と連携を図りつつ、次の業務をつかさどる。
- (1) 診療用放射線の安全利用のための指針の策定に関すること。
 - (2) 放射線診療に従事する者に対する診療用放射線の安全利用のための研修の実施に関すること。
 - (3) 次に掲げるものを用いた放射線診療を受ける者の当該放射線による被ばく線量の管理及び記録その他の診療用放射線の安全利用を目的とした改善の方策の実施に関すること。
 - ア 厚生労働大臣の定める放射線診療に用いる医療機器
 - イ 医療法施行規則第24条第8号に規定する陽電子断層撮影診療用放射性同位元素
 - ウ 医療法施行規則第24条第8号の2に規定する診療用放射性同位元素
 - (4) その他診療用放射線の安全利用に関すること。

（診療科）

第8条 病院規則第4条第1項第1号に規定する診療科は、次のとおりとする。

- 腎臓内科
- 血液内科
- 総合診療科
- 感染症科
- 内分泌代謝・糖尿病内科
- メンタルヘルス科
- 遺伝診療科
- 睡眠呼吸障害科
- 病院総合内科
- 精神神経科
- 神経内科
- 呼吸器内科
- 消化器内科

循環器内科
腫瘍内科
膠原病・リウマチ・アレルギー内科
小児内科
緩和支持治療科
乳腺・甲状腺・内分泌外科
消化器外科
救急・集中治療科
整形外科
リハビリテーション科
形成外科
脳神経外科
脳卒中科
呼吸器外科
心臓血管外科
小児外科
皮膚科
泌尿器科
産科・婦人科
眼科
耳鼻咽喉科
放射線腫瘍科
放射線診断・IVR科
病理診断科
臨床病理科
歯科・口腔外科
麻酔科

- 2 前項の診療科は、病院長が病院における診療を認めた者で年度ごとに編成するものとし、病院執行部会議の意見を聴いてこれを行うものとする。
- 3 第1項の診療科は、業務の円滑な実施及び緊急診療等に対応するため、必要な体制を整備するものとする。
- 4 前項の体制に関し必要な事項は、別に定める。

(診療科長)

- 第9条 前条第1項の診療科に診療科長を置き、法人の職員のうちから病院長が指名する。
- 2 診療科長の任期は、2年とする。ただし、任期の終期は、発令の日の属する年度の翌年度の末日とする。
 - 3 診療科長は、再任されることができる。
 - 4 診療科長は、病院長の命を受け、当該診療科の診療業務を掌理する。

第10条 削除

(レジデント等)

第11条 レジデント及びクリニカルフェロー（附属病院細則で定める臨床研修を行う者をいう。次項において「レジデント等」という。）は、診療科又は臨床研修の協力病院等において診療に従事するものとする。

2 前項に定めるもののほか、レジデント等の臨床研修に関し必要な事項は、附属病院細則で定める。

（診療施設）

第12条 病院規則第4条第1項第2号に規定する診療施設は、次のとおりとする。

(1) 部

- 検査部
- 手術部
- 放射線部
- 輸血部
- 光学医療診療部
- 医療情報経営戦略部
- 病理部
- リハビリテーション部
- 血液浄化療法部
- 臨床医療管理部
- ISO・医療業務支援部
- 病態栄養部
- 感染管理部
- 臨床心理部
- 遺伝診療部
- 臨床工学部

(2) センター

- 医療連携患者相談センター
- 物流センター
- 総合周産期母子医療センター
- 総合臨床教育センター
- 緩和ケアセンター
- つくばヒト組織診断センター
- 陽子線治療センター
- 総合がん診療センター
- 小児総合医療センター
- 小児集中治療センター
- 認知症疾患医療センター
- 病床管理センター
- つくばヒト組織バイオバンクセンター
- 国際医療センター
- 茨城県災害・地域精神医学研究センター
- つくば予防医学研究センター
- 高度救命救急センター

難病医療センター
つくばスポーツ医学・健康科学センター
栄養サポートセンター
抗菌薬適正使用支援センター
てんかんセンター
摂食嚥下サポートセンター
茨城県脳卒中・心臓病等総合支援センター
精神医療・自殺対策連携センター
B N C T 研究センター
術後疼痛管理センター

(3) 室

歯科技工室
外来化学療法室

(4) 地域医療教育センター・ステーション

水戸地域医療教育センター
茨城県地域臨床教育センター
ひたちなか社会連携教育研究センター
日立社会連携教育研究センター
土浦市地域臨床教育センター
つくば市ベースセンター
神栖地域医療教育センター
合同茨城県西部地域臨床教育センター
古河・坂東地域医療教育センター
茨城県小児地域医療教育ステーション
取手地域臨床教育ステーション

- 2 前項第1号、第2号及び第4号の診療施設に部長を、同項第3号の診療施設に室長を置き、法人の職員のうちから病院長が選考する。
- 3 部長及び室長は、病院長の命を受け、当該診療施設の業務を掌理する。
- 4 診療施設に副部長又は副室長を置くことができる。
- 5 副部長及び副室長は、法人の職員のうちから病院長が選考する。
- 6 部長、室長、副部長及び副室長の任期は、2年とする。ただし、任期の終期は、発令の日の属する年度の翌年度の末日とする。
- 7 部長、室長、副部長及び副室長は、再任されることがある。

(薬剤部)

- 第13条 病院規則第4条第1項第3号に規定する薬剤部に、薬剤部長及び副薬剤部長を置き、法人の職員のうちから病院長が選考する。
- 2 薬剤部長は、病院長の命を受け、薬剤部の業務を掌理し、副薬剤部長は、薬剤部長の職務を補佐する。
 - 3 薬剤部長及び副薬剤部長の任期は、2年とする。ただし、任期の終期は、発令の日の属する年度の翌年度の末日とする。
 - 4 薬剤部長及び副薬剤部長は、再任されることがある。

(看護部)

- 第14条 病院規則第4条第1項第4号に規定する看護部に、看護部長及び副看護部長を置き、法人の医療職員をもって充てる。
- 2 看護部長は、病院長の命を受け、看護部の業務を掌理し、副看護部長は、看護部長の職務を補佐する。
 - 3 看護部長の任期は、2年とする。ただし、任期の終期は、発令の日の属する年度の翌年度の末日とする。
 - 4 副看護部長の任期は、1年とする。ただし、任期の終期は、発令の日の属する年度の末日とする。
 - 5 看護部長及び副看護部長は、再任されることができる。

(病院総務部)

- 第15条 病院規則第5条第2項の規定に基づく部及び課の名称並びに所掌する業務は、次のとおりとする。
- 2 部の名称は、病院総務部とする。
 - 3 病院総務部に置く課の名称は、次のとおりとする。
 - (1) 総務課
 - (2) 経営戦略課
 - (3) 管理課
 - (4) 整備推進課
 - (5) 医療支援課
 - (6) 品質・安全管理課
 - 4 総務課は、病院に関し、次の業務を行う。
 - (1) 病院の事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
 - (2) 病院執行部会議に関すること。
 - (3) 職員の任免、給与、分限、労務、表彰、懲戒、研修等に関すること。
 - (4) 職員の健康管理、安全保持及び福利厚生に関すること。
 - (5) 病院における教育活動に関すること。
 - (6) 陽子線医学利用研究センターに関すること。
 - 5 総務課は、前項に定めるもののほか、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則施行規程（平成16年法人規程第1号）第36条の2第1項に定めるつくば臨床医学研究開発機構に関する業務を行う。
 - 6 経営戦略課は、病院に関し、次の業務を行う。
 - (1) 病院の経営的改善及び財務に係る企画立案に関すること。
 - (2) 構造承認及び施設基準に関すること。
 - (3) 予算及び決算に関すること。
 - (4) 収入及び支出に関すること。
 - (5) 診療料金の算定及び請求に関すること。
 - (6) 病院業務の電子計算機処理に関すること。
 - (7) 保険審査に関すること。
 - (8) 病床管理センターに関すること。
 - (9) 地域臨床教育センター及び地域臨床教育ステーションに関すること。
 - 7 管理課は、病院に関し、次の業務を行う。

- (1) 財産の管理に関すること。
- (2) 防災管理及び防火管理に関すること。
- (3) 外部資金に係る契約に関すること。
- (4) 病院における研究活動に関すること。
- (5) 物品の調達及び管理に関すること。

8 整備推進課は、病院に関し、次の業務を行う。

- (1) 施設の維持及び管理運営に関すること。
- (2) 施設整備に係る企画立案に関すること。
- (3) 官民連携（PFI含む。）事業に関すること。

9 医療支援課は、病院に関し、次の業務を行う。

- (1) 患者に関すること。（PFI事業に係るものを除く。第4号において同じ。）
- (2) 患者の入退院及び外来に関すること。
- (3) 社会福祉医療に関すること。
- (4) 地域医療連携に関すること。
- (5) 患者相談窓口に関すること。
- (6) つくばスポーツ医学・健康科学センターに関すること。
- (7) 国際医療センターに関すること。
- (8) つくば予防医学研究センターに関すること。
- (9) 認知症疾患医療センターに関すること。
- (10) 総合がん診療センターに関すること。

10 品質・安全管理課は、病院に関し、次の業務を行う。

- (1) 医療に係る安全及び事故の防止に関すること。
- (2) 医療に係る質に関すること。
- (3) 感染管理に関すること。
- (4) 医療に係る争訟に関すること。
- (5) 特定機能病院の承認要件事項に関すること。
- (6) 各種行政機関による立入検査（医療法（昭和23年法律第205号）に基づく立入検査を含む。）に関すること。
- (7) 病院の外部評価（JCIを含む。）に関すること。
- (8) 高難度新規医療技術に係る事務に関すること。

（部長及び課長）

第16条 前条に規定する部には部長を、課には課長を置く。

2 部長は、病院長の命を受け、所掌業務を統括し、所属職員を指揮監督する。

3 課長は、病院長及び部長の命を受け、所掌業務を処理し、所属職員を監督する。

4 部長及び課長は、法人規程の定めるところにより、学長が任命する。

（特別な組織）

第17条 病院に、病院の教育研究その他業務運営上必要がある場合は、特別な組織を置くことができる。

2 前項の特別な組織の設置に関し必要な事項は、附属病院細則で定める。

第18条 削除

(雑則)

第19条 この附属病院規程に定めるもののほか、附属病院の組織及び運営に関し必要な事項は、附属病院細則で定める。

附 則

この附属病院規程は、平成16年5月27日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則（平17. 7. 21附属病院規程1号）

この附属病院規程は、平成17年7月21日から施行し、改正後の国立大学法人筑波大学附属病院の組織及び運営に関する規程の規定は、同年7月1日から適用する。

附 則（平18. 3. 23附属病院規程1号）

この附属病院規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平19. 1. 25附属病院規程1号）

この附属病院規程は、平成19年2月1日から施行する。

附 則（平19. 2. 22附属病院規程2号）

この附属病院規程は、平成19年2月22日から施行する。

附 則（平19. 3. 27附属病院規程3号）

この附属病院規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平19. 6. 25附属病院規程4号）

この附属病院規程は、平成19年7月1日から施行する。

附 則（平19. 8. 27附属病院規程5号）

この附属病院規程は、平成19年8月27日から施行する。

附 則（平19. 9. 10附属病院規程6号）

この附属病院規程は、平成19年9月10日から施行する。

附 則（平19. 10. 22附属病院規程7号）

この附属病院規程は、平成19年10月22日から施行する。

附 則（平19. 11. 22附属病院規程8号）

この附属病院規程は、平成19年12月1日から施行する。

附 則（平20. 6. 23附属病院規程1号）

この附属病院規程は、平成20年7月1日から施行する。

附 則（平22. 2. 15附属病院規程1号）

この附属病院規程は、平成22年2月15日から施行し、改正後の筑波大学附属病院の組織及び運営に関する規程の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平22.3.29附属病院規程2号）

この附属病院規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平22.9.27附属病院規程3号）

この附属病院規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平23.2.28附属病院規程1号）

この附属病院規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平23.3.14附属病院規程2号）

この附属病院規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平23.9.29附属病院規程3号）

この附属病院規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平24.3.19附属病院規程1号）

この附属病院規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平24.3.29附属病院規程2号）

この附属病院規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平24.6.18附属病院規程3号）

この附属病院規程は、平成24年7月1日から施行する。

附 則（平24.9.10附属病院規程4号）

この附属病院規程は、平成25年1月1日から施行する。

附 則（平24.10.22附属病院規程5号）

この附属病院規程は、平成24年11月1日から施行する。

附 則（平24.11.5附属病院規程6号）

この附属病院規程は、平成25年1月1日から施行する。

附 則（平25.1.28附属病院規程1号）

この附属病院規程は、平成25年2月1日から施行する。

附 則（平25.3.18附属病院規程2号）

この附属病院規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平25.3.25附属病院規程3号）

この附属病院規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平25.3.28附属病院規程4号）

この附属病院規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平25.9.2附属病院規程5号）

この附属病院規程は、平成25年9月2日から施行し、改正後の国立大学法人筑波大学附属病院の組織及び運営に関する規程の規定は、同年9月1日から適用する。

附 則（平25.9.2附属病院規程6号）

この附属病院規程は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（平25.10.28附属病院規程7号）

この附属病院規程は、平成25年11月1日から施行する。

附 則（平25.11.25附属病院規程8号）

この附属病院規程は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（平26.1.2.16附属病院規程9号）

この附属病院規程は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（平26.5.26附属病院規程1号）

この附属病院規程は、平成26年6月1日から施行する。

附 則（平26.8.25附属病院規程2号）

この附属病院規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平27.2.9附属病院規程1号）

この附属病院規程は、平成27年3月1日から施行する。

附 則（平27.4.6附属病院規程2号）

この附属病院規程は、平成27年4月6日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平27.5.25附属病院規程3号）

この附属病院規程は、平成27年6月1日から施行する。

附 則（平27.6.15附属病院規程4号）

この附属病院規程は、平成27年6月15日から施行し、平成27年6月1日から適用する。

附 則（平27.6.29附属病院規程5号）

この附属病院規程は、平成27年7月1日から施行する。

附 則（平27.7.13附属病院規程6号）

この附属病院規程は、平成27年7月13日から施行する。

附 則（平27. 8. 3附属病院規程7号）

この附属病院規程は、平成27年8月3日から施行する。

附 則（平27. 9. 24附属病院規程8号）

この附属病院規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平28. 3. 14附属病院規程1号）

1 この附属病院規程は、平成28年4月1日から施行する。

2 この附属病院規程施行後新たに設置される国際医療センターの部長及び副部長の任期は、第12条第6項の規定にかかわらず、発令の日からその日の属する年度の末日までとする。

附 則（平28. 9. 26附属病院規程2号）

この附属病院規程は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（平28. 10. 31附属病院規程3号）

この附属病院規程は、平成28年10月31日から施行し、平成28年10月1日から適用する。

附 則（平29. 3. 27附属病院規程1号）

この附属病院規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平30. 3. 5附属病院規程1号）

この附属病院規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平30. 3. 26附属病院規程2号）

この附属病院規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平30. 6. 18附属病院規程3号）

この附属病院規程は、平成30年7月1日から施行する。

附 則（平30. 12. 3附属病院規程4号）

この附属病院規程は、平成30年12月3日から施行する。

附 則（平30. 12. 17附属病院規程5号）

この附属病院規程は、平成31年4月1日から施行し、この附属病院規程による改正後の筑波大学附属病院の組織及び運営に関する規程第7条の2第1項の規定は、平成30年6月1日から適用する。

附 則（平31. 3. 11附属病院規程1号）

この附属病院規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（平31.3.28附属病院規程2号）

この附属病院規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令元.6.17附属病院規程1号）

この附属病院規程は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令2.2.27附属病院規程1号）

この附属病院規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令2.3.2附属病院規程2号）

この附属病院規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令3.9.6附属病院規程1号）

この附属病院規程は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令4.1.17附属病院規程1号）

この附属病院規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令4.3.28附属病院規程2号）

この附属病院規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令4.7.25附属病院規程3号）

この附属病院規程は、令和4年7月25日から施行し、この附属病院規程による改正後の第7条の4の規定は、同年4月1日から、第12条の規定は、同年7月1日から適用する。

附 則（令5.1.30附属病院規程1号）

1 この附属病院規程は、令和5年4月1日から施行する。

2 この附属病院規程施行の際現に副看護部長である者の任期は、この附属病院規程による改正後の第14条第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令5.3.20附属病院規程2号）

この附属病院規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令5.10.23附属病院規程3号）

この附属病院規程は、令和5年11月1日から施行する。